

○東京藝術大学会計事務取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成18年4月20日 平成25年10月24日
平成27年5月14日 平成31年1月8日
令和4年10月12日

(趣旨)

第1条 本学における会計事務取扱いについては、東京藝術大学経理規則（以下「経理規則」という。）及びその他別段の定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(勘定科目表)

第2条 経理規則第2条に規定する勘定科目については、別表第1の勘定科目表のとおりとする。

(帳簿の様式)

第3条 経理規則第3条に規定する帳簿の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 総勘定元帳 | 別紙様式第1号 |
| (2) 合計残高試算表 | 別紙様式第2号 |
| (3) 予算執行状況表 | 別紙様式第3号 |
| (4) 補助簿 | 別紙様式第4号1～3 |
| ア 現金出納帳 | (別紙様式第4号1) |
| イ 固定資産台帳 | (別紙様式第4号2) |
| ウ 小口現金出納帳 | (別紙様式第4号3) |

(伝票の様式)

第4条 経理規則第4条に規定する伝票の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 振替伝票 | 別紙様式第5号 |
| (2) 入金伝票 | 別紙様式第6号 |
| (3) 出金伝票 | 別紙様式第7号 |
| (4) 未収金計上传票 | 別紙様式第8号 |
| (5) 未払金計上传票 | 別紙様式第9号 |

(事務引継書の様式)

第5条 経理規則第8条に規定する経理責任者交代時の引継書の様式は、別紙様式第10号のとおりとする。

(預金口座の開設又は廃止申請書の様式)

第6条 経理規則第11条に規定する金融機関等における預金口座の開設又は廃止にあたっての申請用紙は、別紙様式第11号のとおりとする。

(請求書の様式)

第7条 経理規則第17条に規定する請求書の様式は、別紙様式第12号1～3のとおりとする。

(領収書の様式等)

第8条 経理規則第19条第1項に規定する領収書の様式は、別紙様式第13号1～2のとおりとする。

2 経理規則第19条第2項に規定する出納責任者領収印は、別表第2のとおりとする。

(領収書払出請求書の様式)

第9条 経理規則第20条第2項に規定する領収書払出請求書の様式は、別紙様式第14号のとおりとする。

(預り金の種類)

第10条 経理規則第23条に規定する預り金の種類は、別表第3のとおりとする。

(立替払いのできる経費の種類)

第11条 経理規則第25条第1項に規定する立替払いのできる経費の種類は、次のとおりとする。

(1) 出張において緊急やむを得ない経費が必要なとき。

(2) その他経理責任者が必要と認めたもの。

(月次報告書)

第12条 経理規則第26条に規定する月次報告書は、次のとおりとする。

(1) 財務状況報告書

(2) 現金預金の残高明細書

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか会計事務取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月12日から施行する。

貸借対照表

分類			勘定科目	
資産の部	I 固定資産	1 有形固定資産	土地	
			土地減損損失累計額	
			建物	
			建物減価償却累計額	
			建物減損損失累計額	
			構築物	
			構築物減価償却累計額	
			構築物減損損失累計額	
			工具、器具及び備品	
			工具、器具及び備品減価償却累計額	
			工具、器具及び備品減損損失累計額	
			図書	
			美術品・收藏品	
			車両その他の陸上運搬具	
			車両その他の陸上運搬具減価償却累計額	
			車両その他の陸上運搬具減損損失累計額	
			建設仮勘定	
			建設仮勘定減損損失累計額	
			2 無形固定資産	特許権
				借地権
				商標権
			実用新案権	
			意匠権	
			電話加入権	
			ソフトウェア	
			その他無形固定資産	
			無形固定資産仮勘定	
		3 投資その他の資産	投資有価証券	
			関係会社株式	
			長期貸付金	
			関係法人長期貸付金	
			長期前払費用	
			債券発行差金	
		長期性預金		
		出資金		
		差入敷金・保証金		
		預託金		
	II 流動資産	現金及び預金		
		当座預金		
		普通預金		
		通知預金		
		定期預金		
		その他預金		
		給与振込仮勘定		
		未収学生納付金収入		
		未収入金		
		未収消費税等		
	受取手形			

分類		勘定科目
負債の部	I 固定負債	有価証券
		棚卸資産
		前渡金
		前払費用
		未収収益
		その他
		△徴収不能引当金
	II 流動負債	資産見返負債
		長期繰延補助金等
		長期寄附金債務
		長期前受受託研究費等
		長期前受受託事業費等
		国立学校財務・経営センター債務負担金
		長期借入金
		国立大学法人債
		退職給付引当金
		追加退職給付引当金
		長期未払金
		資産除去債務
その他		
運営費交付金債務		
授業料債務		
預り施設費		
預り補助金等		
預り科研費		
寄附金債務		
前受受託研究費等		
前受受託事業費等		
前受金		
預り金		
短期借入金		
一年内返済予定長期借入金		
一年内返済予定国立大学法人債		
未払金		
前受収益		
未払費用		
未払消費税等		
引当金		
資産除去債務		
その他		
資本の部	I 資本金	政府出資金
		その他出資金
	II 資本剰余金	資本剰余金
		減価償却相当累計額
		減損損失相当累計額
		民間出えん金
	III 利益剰余金	前中期目標期間繰越積立金
		目的積立金
		積立金
		当期未処分利益(又は当期未処理損失)
		その他有価証券評価差額金

損 益 計 算 書

体系			勘定科目
費用	經常費用	業務費	教育經費
			消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			出版物費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守管理費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			奨学費
			租税公課
	減価償却費		
	貸倒損失		
	徴収不能引当金繰入額		
	雑費		
	交際費		
		研究經費	
		消耗品費	
		備品費	
		印刷製本費	
		出版物費	
		水道光熱費	
		旅費交通費	
		通信運搬費	
		賃借料	
		車両燃料費	
		福利厚生費	
		保守管理費	
		修繕費	
		損害保険料	
		広告宣伝費	
		行事費	
		諸会費	
	会議費		
	報酬・委託・手数料		
	研究奨励費		
	租税公課		
	減価償却費		
	貸倒損失		
	徴収不能引当金繰入額		
	雑費		
	交際費		
	教育研究支援經費		
	消耗品費		
	備品費		
	印刷製本費		
	図書費		

体系			勘定科目
			出版物費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守管理費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			雑費
			交際費
		受託研究費	消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			図書費
			出版物費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守管理費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			奨学費
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			雑費
			交際費
			常勤教員給与
			常勤職員給与
			非常勤教員給与
			非常勤職員給与
		受託事業費	消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			出版物費
			水道光熱費

体系			勘定科目
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守管理費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			奨学費
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			雑費
			交際費
			常勤教員給与
			常勤職員給与
			非常勤教員給与
			非常勤職員給与
		役員人件費	役員報酬
		教員人件費	常勤教員給与
			非常勤教員給与
		職員人件費	常勤職員給与
			非常勤職員給与
		一般管理費	消耗品費
			備品費
			印刷製本費
			出版物費
			水道光熱費
			旅費交通費
			通信運搬費
			賃借料
			車両燃料費
			福利厚生費
			保守管理費
			修繕費
			損害保険料
			広告宣伝費
			行事費
			諸会費
			会議費
			報酬・委託・手数料
			租税公課
			減価償却費
			貸倒損失
			徴収不能引当金繰入額
			雑費
			交際費
		共通経費	消耗品費
			備品費
			印刷製本費

体系			勘定科目	
			出版物費	
			水道光熱費	
			旅費交通費	
			通信運搬費	
			賃借料	
			車両燃料費	
			福利厚生費	
			保守管理費	
			修繕費	
			損害保険料	
			広告宣伝費	
			行事費	
			諸会費	
			会議費	
			報酬・委託・手数料	
			租税公課	
			減価償却費	
			貸倒損失	
			徴収不能引当金繰入額	
			雑費	
交際費				
	財務費用	支払利息		
		その他財務費用		
	雑損	雑損		
収益	経常収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	
		授業料収益	授業料収益	
		入学金収益	入学金収益	
		検定料収益	検定料収益	
		受託研究等収益	受託研究等収益	
		受託事業等収益	受託事業等収益	
		寄附金収益	寄附金収益	
		施設費収益	施設費収益	
		補助金等収益	補助金等収益	
		財務収益	受取利息	
			有価証券利息	
			その他財務収益	
		雑益	財産貸付料収益	
			寄宿料収益	
			入場料収益	
			講習料収益	
			著作権料・特許料収益	
			手数料収益	
			試験実施料収益	
			物品等売払収益	
			物品受贈益	
			間接経費収益	
			その他雑益	
			資産見返負債戻入	資産見返運営費交付金等戻入
				資産見返寄附金戻入
				資産見返物品受贈額戻入
				資産見返補助金等戻入
	臨時損失	固定資産除却損		
		固定資産売却損		
		災害損失		
		減損損失		
		その他		

体系		勘定科目
臨時利益		固定資産売却益
		保険金収益
		損害賠償金収益
		引当金戻入益
		債権受贈益
		その他
損益		当期純利益
		目的積立金取崩額
		当期総利益
		前中期目標期間繰越積立金取崩額

寄附金領収書

様

寄附金額

円

上記のとおり寄附金を受領しました。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長

〇 〇 〇 〇 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号に基づき財務大臣が指定した寄付金(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)に該当するものです。

- (注)1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄付金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

寄附金領収書(控)

様

寄附金額

円

上記のとおり寄附金を受領しました。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長

〇 〇 〇 〇 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号に基づき財務大臣が指定した寄付金(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)に該当するものです。

- (注)1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄付金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

別紙様式第 1 4 号

領収書払出請求書

(元号) 年 月 日

事務局出納責任者 殿

出納責任者

印

下記のとおり領収書の払い出しを請求致します。

_____ 冊

領収書払出請求書 (控)

(元号) 年 月 日

事務局出納責任者 殿

出納責任者

印

下記のとおり領収書の払い出しを請求致します。

_____ 冊